診療上、同一の目的や病名に対して健康保険を使用した保険診療と健康保険を使用しない自費診療を同一に行うことは混合診療に該当し認められていません。

現在、更年期障害治療中の方は1回の治療につき
メルスモン注射1本のみ保険診療でお受けすることが可能となっております。ただし、1回の治療時に2本以上のメルスモン注射を希望される場合、保険適応外となってしまい自費診療でお受けしていただくことになります。また保険診療でメルスモン注射を受けていただく場合、その他の美容注射を併用することも混合診療にあたりますので、このような場合はすべて自費診療となりますことご了承願います。

2024年12月12日　鈴木病院